

ジェンダー平等政策の推進

坪郷實（早稲田大学名誉教授）

（候補者男女均等法）

日本のジェンダー平等政策が大きく動いたのは、1990年代後半から2000年代初頭である。1995年に開催された第4回世界女性会議において北京宣言及び行動綱領が採択され、この時に日本から5000人の女性が参加した。こうした国際的な動向に影響を受けて、女性団体のメンバーや女性議員をはじめとするこの会議に参加した女性たちが、推進主体となり、1999年に男女共同参画基本法ができ、さらに2001年に女性に対する暴力に関してDV防止法が超党派の女性議員による議員立法で成立した。

その後、ジェンダー平等へのバックラッシュが吹き荒れ、停滞期といわれる時期を経た。しかし、国際的動向は継続し、2015年国連総会で採択された2030年を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」の第5目標として「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が入っている。日本でも新たな動きが生まれ、「クォータ制を推進する会(Qの会)」が2012年に設立され、活動を開始した。そして、女性議員を中心とする「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」により議員立法が準備され、最終的に野党案と与党案が統一され、2018年5月に「政治分野における男女共同参画推進法」

（候補者男女均等法）が成立した。この法律は義務付けではないが、政党が国政と自治体における選挙において候補者を擁立する場合は、男女の数ができる限り均等（同数）となることを目指すことを求めている。2019年は12年に1回の統一自治体選挙と参議院議員選挙

とが重なる年である。従って、国政と自治体レベルの両方で、この法律を活用して女性議員を増大させるチャンスである。

ジェンダー平等政策との関連で、ジェンダー主流化と言われる。このジェンダー主流化は、あらゆる政策や計画・施策において、政策立案の段階から女性と男性それぞれに対する効果を分析し、女性と男性の平等の視点を組み込むことを意味する。このジェンダー主流化の現状をチェックするものとして、世界経済フォーラムは2006年よりジェンダーギャップ(男女格差)指数を公表している。この指数は、①経済(賃金、指導的地位等)、②政治(国会議員及び閣僚の割合等)、③教育、④健康の4領域の数値を算出根拠にする。このジェンダーギャップ指数(2018年12月18日公表)によれば、日本は、2018年世界110位であり、主要先進7カ国の最下位である。特に、政治分野(125位)で女性議員の割合(130位)や女性閣僚の割合(89位)等が低く、経済の分野(117位)で管理職の割合(129位)が少なく、所得の格差(103位)も大きいからである。

（国のレベルの女性議員の割合）

列国議会同盟(IPU)の定例の調査(2018年11月1日時点調べ)によれば、世界の下院の女性議員の割合は、24%であり、スウェーデン46.1%(7位)、フランス39.6%(14位)、イタリア35.7%(28位)、イギリス32.2%(38位)、ドイツ30.7%(47位)、カナダ27.0%(59位)、アメリカ合衆国19.6%(103位)に対して、日本は衆議院10.1%と160

位であり、主要先進7カ国の最下位である。先進7カ国のうち4カ国が3割を超えている。

これまで、ジェンダー平等政策との関連で、国政と自治体レベルの両方で、議会の女性議員の割合が3割を超えることが第一目標になっている。それは、政策策定においても、議会運営においても大きなインパクトを与えるからである。

すでに、第4次男女共同参画基本計画において、政府として達成を目指す努力目標として衆議院議員の候補者に占める女性の割合30%、参議院議員の候補者に占める女性の割合30%が成果目標として挙げられていた。しかし、衆議院議員の候補者に占める女性の割合の計画策定時2014年16.6%、2017年17.7%、参議院議員の候補者に占める女性の割合の計画策定時2013年24.2%、2016年24.7%と、達成は不十分である(2018年6月15日時点調べ)。なお、総務省(2017年10月22日衆議院議員選挙速報結果 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin48/index.html)の調べによれば、2017年衆議院議員選挙の際の候補者の女性の割合は、これまで最高の17.7%であるが、当選者の女性の割合は2009年選挙11.3%に次ぐ10.1%であった。こうした状況のため、先に述べた候補者男女均等法が作られたのである。参議院選挙に向けて、野党の一部は、参議院選比例区などで、3~5割の目標を掲げている。

(東京都内の自治体議会における女性議員の割合)

次に、自治体議会における女性議員の割合の現状について、いく

つかのデータを見よう。前回の2015年統一自治体選挙後の自治体議会における女性議員の割合は、都道府県議会9.6%、市区議会14.2%、町村議会9.2%、全体で12.1%である。都道府県別では、東京都25.5%、神奈川県19.7%が、1位、2位を占めている(『女性参政資料集2015年版』)。その後、2017年12月末の時点では、都道府県議会10.1%、市区議会14.9%(特別区議会27.1%、市議会14.4%)、町村議会9.9%であり、微増にとどまっている。都道府県議会の上位は、東京都28.6%、京都府19.0%、滋賀県16.7%、岩手県14.9%、神奈川県14.6%である。(総務省『地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等』2017年12月末現在、http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/syozoku/h29.html)。

自治体議会の女性議員の割合は、自治体毎に違いがあるが、その中で東京都は比較的女性議員の数が増加し、3割を超える議会数(表1)は、2007年統一自治体選挙後10、2011年統一自治体選挙後13、2015年統一自治体選挙前(4月1日時点)17、2017年17、2018年18議会と増加している。表2のように、2015年統一自治体選挙前と比較して2016年以降は、4割を超える議会が増えている。2018年4月1日の時点では、清瀬市45.0%、武蔵野市42.3%、小金井市41.7%、東村山市41.7%、多摩市41.7%、狛江市40.9%、小平市議会40.7%の7議会である。3割を超えるのは、文京区39.4%、目黒区38.2%、豊島区37.1%、杉並区34.8%、港区32.4%、墨田区32.3%、世田谷区32.0%、葛飾区議会30.0%、国立市38.1%、日野市37.5%、調布市議会37.0%である(表2の出所を参照)。

統一自治体選挙において、多様で市民感覚のある議員が多く生まれることが大事であるが、自治体レベルでジェンダー平等政策を推進するには、女性議員を増加させ、推進主体を全体として増やすこ

とが課題である。その第一目標は、それぞれの自治体議会で女性議員の割合が3割を超えることである。その後は、4～6割の範囲を目指すことになる。

表1 東京都（23特別区と多摩26市合計）自治体議会の女性議員の割合

%	2007	2011	2014	2015	2016	2017	2018
50～							
45～					1	1	1
40～			2	3	6	6	6
35～	5	6	5	6	5	5	6
30～	5	7	5	8	5	5	5
25～	13	18	18	14	12	12	12
20～	12	8	10	10	12	11	11
15～	9	9	8	6	7	8	7
10～	5	1	1	2	1	1	1

表 2 東京都（23 特別区と多摩地域の 26 市）自治体議会の女性議員の割合

%	2007.06		2011.06		2014.04.01		2015.04.01		2016.04.01		2017.04.01		2018.04.01	
	23 区	多摩	23 区	多摩	23 区	多摩	23 区	多摩	23 区	多摩	23 区	多摩	23 区	多摩
50～														
45～										1		1		1
40～						2		3	2	4	2	4		6
35～	1	4	2	4	2	3	2	4	1	4	1	4	3	3
30～	4	1	5	2	4	1	7	1	5		5		5	
25～	6	7	8	10	9	9	5	9	4	8	4	8	5	7
20～	7	5	4	4	5	5	6	4	9	3	8	3	8	3
15～	4	5	4	5	3	5	2	4	2	5	3	5	2	5
10～	1	4		1		1	1	1		1		1		1

出所: 1) 2007 年は『女性参政資料集 2007 年版』、2) 2011 年は『女性参政資料集 2011 年版』、3) 2014～2018 年については『区市町村の男女共同参画状況平成 26 年度』～『区市町村の男女共同参画状況平成 30 年度』(http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/danjo/kushic_housa/shisaku/) より作成。欠員により割合に変動がある。